(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月7日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル

氏 名 岩田地崎建設株式会社 東京支店

取締役常務執行役員支店長 山崎 智生

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-6261-1583

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	事業場の名称	岩田地崎建設株式会社 東京支店
事	業場の所在地	東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル
計	画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該	亥事業場において現に?	テっている事業に関する事項
	①事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合建設業
	②事業の規模	完成工事高 223億782万円 (東京支店)
	③従 業 員 数	186名 (東京支店)
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 						
	(管理体制図) 別添 2 管理体制図のとおり						
	別旅2 菅埋体制凶の 	とおり					
産業	L 美廃棄物の排出の抑制し	 に関する事項					
		【前年度(令和5 年度))実績】				
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油			
		排 出 量	85. 29 t	0.23 t			
		(これまでに実施した) 施工計画書・施工要領	取組) 〔書・手順書等に廃棄物	カの窓生・排出抑制に			
	①現状	関する計画を策定し実施		100775 T. TREPLEMENT			
		【目標】					
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油			
		排 出 量	1.71 t	- t			
		(今後実施する予定の)	取組) E物の発生量に増減があ	スポープ事物エアか			
	②計画	いては、廃棄物の発生・					
		なお、計画に際しては、	下記事項について考慮 い工法の検討 ・梱包				
			:い工法の検討 ・梱包 バ組立 ・余剰資材の少				
		,,					
産業	É廃棄物の分別に関する	る事項					
		(分別している産業廃棄物・分別例:廃プラ、木くず	物の種類及び分別に関す。 * 全属くず コンがら				
	①現状	ド、等(その他、施工場所	「のスペースに応じて実施	$\overline{\underline{\mathbf{n}}}$)			
		・現場内に廃棄物ストックを掲示して分別している。	ヤードや分別ボックスを	:設置し、種類毎に標示板			
			業廃棄物の種類及び分別	に関する取組)			
		・分別例:汚泥、廃プラ、	木くず、金属くず、コン	がら、アスがら、廃石膏			
	②計画	ボード、等(その他、施工・建設工事の特性から、廃					
		別可能な廃棄物については	は、今後も上記同様、分別]を行う。			

【刑牛	度(令和	5 年度)			
産業	廃棄物の	種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート
排	出	量	60. 32 t	67.35 t	54.80 t	1, 873. 78
【目標】						
	廃棄物の)種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート
)種類 量	廃プラスチック類 102.54 t	金属くず 31.65 t	ガラス陶磁器等くず 71.24 t	コンクリート 468.45
産業	廃棄物の					
産業	廃棄物の					

			関する事項 ・ 中体			
【削牛皮	(令和	5 年度) 美績】			
産業界	廃棄物の	種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
排	出	量	30.60 t	229.30 t	18.10 t	16. 17
Į.						
【目標】						
	産棄物 の)種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
	廃棄物の 出) 種類 量	廃アスファルト 856.80 t	レンガ破片など 61.91 t	石綿含有産業廃棄物 1.27 t	紙くず 10.35
産業原						
産業原						
産業原						
産業原						

【前年度	ぎ(令和	5 年度)実績】							
産業	廃棄物の	種類	7	木くず		建設混合廃棄物		廃蛍光ランプ類	その他産業	英廃棄 第
排	出	量		187. 38	t	374. 25	t	0.80 t	0.	. 01
【目標】										
	廃棄物の	種類	7	木くず		建設混合廃棄物		廃蛍光ランプ類	その他産業	達廃棄
	廃棄物の 出	種類	7	木くず 56. 21	t		t	廃蛍光ランプ類 0.12 t		· £廃棄
産業原			7		t		t			
産業原			7		t		t			
産業原			7		t		t			

自身	ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
		【前年度(令和5 年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油		
	①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t		
		(これまでに実施した) 自ら再生利用を行った				
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油		
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t		
		(今後実施する予定の) 実施予定なし。	取組)			
自身	っ行う産業廃棄物の中[間処理に関する事項				
		【前年度(令和5 年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t		
	①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t		
		(これまでに実施した) 自社では中間処理は行				
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t		
	②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t		
		(今後実施する予定の) 実施予定なし。	取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 自ら再生利用を行う t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 自ら熱回収を行った t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃アスファルト レンガ破片など 紙くず 石綿含有産業廃棄物 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 紙くず 廃アスファルト 石綿含有産業廃棄物 自ら再生利用を行う t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃アスファルト レンガ破片など 石綿含有産業廃棄物 紙くず 自ら熱回収を行った t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 紙くず 廃アスファルト 石綿含有産業廃棄物 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

(第3面)-4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 木くず 建設混合廃棄物 廃蛍光ランプ類 その他産業廃棄物 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 木くず 建設混合廃棄物 廃蛍光ランプ類 その他産業廃棄物 自ら再生利用を行う t t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5 年度)実績】 産業廃棄物の種類 木くず 建設混合廃棄物 廃蛍光ランプ類 その他産業廃棄物 自ら熱回収を行った t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 木くず 建設混合廃棄物 廃蛍光ランプ類 その他産業廃棄物 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

つ仃り座美廃乗	物の埋立処分又は海洋投入処分に関	関する事項	
	【前年度(令和5 年度)多		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	-
	(これまでに実施した取約 自社では埋立処分及び海		ない。
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	- t	_
	実施予定なし。 の委託に関する事項		
100 201111	【前年度(令和5 年度)第		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	85. 29 t	0. 23
	唐白韧带和神类		
	優良認定処理業者 への処理委託量	35. 68 t	0. 23
		35. 68 t 81. 99 t	0. 23 0. 23
①現状	への処理委託量 再生利用業者への		
①現状	への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者	81. 99 t	0. 23

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
全処理委託量	60.32 t	67.35 t	54.80 t	1,873.78 t
優良認定処理業者 への処理委託量	59.97 t	67.35 t	31.40 t	8.88 t
再生利用業者への 処理委託量	60.32 t	67.35 t	54.80 t	1,873.78 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 乗 物 の 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
全処理委託量	30.60 t	229.30 t	18.10 t	16.17 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	110.26 t	18.10 t	16.17 t
再生利用業者への 処理委託量	30.60 t	229.30 t	- t	16.17 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類	その他産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類	その他産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 乗 物 の 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5 年度)実績】

産業廃棄物の種類 木くず		建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類	その他産業廃棄物
全処理委託量	187. 38 t	374.25 t	0.80 t	0.01 t
優良認定処理業者 への処理委託量	169. 08 t	373.91 t	0.80 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	187.38 t	374.25 t	0.80 t	0.01 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

	(第5亩	II <i>)</i>	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	1.71 t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.71 t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.64 t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の ・適正な産業廃棄物の処 委託契約書 確認書」を注 ・優良産業廃棄物処理業 業者並びに処理業者との ・その他、「多量排出事 い、適正に処理を行う。	理委託契約を行うため 舌用し、事前の確認を 者認定制度において認 委託契約を推進する。	行う。 忍定された、収集運搬
※事務処理欄			

ļ	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
	全処理委託量	102. 54 t	31.65 t	71.24 t	468.45 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	101.95 t	31.65 t	40.82 t	2.22 t
	再生利用業者への 処理委託量	102.54 t	31.65 t	71.24 t	468. 45 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

			(第3回) 3		
[]	目標】				
j	産業廃棄物の種類	廃アスファルト	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	紙くず
	全処理委託量	856.80 t	61.91 t	1.27 t	10.35 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	29.77 t	1.27 t	10.35 t
	再生利用業者への 処理委託量	856.80 t	61.91 t	- t	10.35 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
			-		

【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類	その他産業廃棄物
全処理委託量	56.21 t	205.84 t	0.12 t	0.10 t
優良認定処理業者 への処理委託量	50.72 t	205.65 t	0.12 t	- t
再生利用業者への 処理委託量	56.21 t	205.84 t	0.12 t	0.10 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまで の一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

会社概要

名称:岩田地崎建設株式会社

業種:建設業

資本金: 2,000,000,000円

従業員数:814名(2024年4月1日現在)

(1) 品質・環境方針

岩田地崎建設株式会社の品質・環境方針を下記に示す。

品質・環境万針に基づき産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適止処埋等の沽動 を

推進する。

品質・環境方針

1. 事業活動に伴り課題やニースを的催に埋解し、顧答および地域・社会から信頼される

ため、顧客満足および環境パフォーマンスの向上を目指す。

- 2. 岩田地崎環境活動<IECA(イエカ)>を連じて、環境課題(地塚温暖化、肥灰素・
 - カーボンニュートラル、自然環境と生物多様性の保全等)に取り組む。
- 3. 関連する法規制等を確実に遵守し、地域社会との協調に努め、高い技術で最良の 製品

を提供する。

- 4. 新技術への挑戦と技術力の継承に取り組み、品質の向上を図る。
- 5. 創意工夫に努め、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 産業廃棄物処理の処理に関する管理体制

岩田地崎建設株式会社の産業廃棄物処理の処理に関する管理体制を資料-1に示す。 この管理体制により、産業廃棄物の発生・排出抑制、冉生利用、適止処理等に取組 すで。 尚、上事における廃棄物処理責任者を作業所所長、社内における廃棄物処理責任者を 総

務部長とする。

(3) 廃棄物の発生・排出抑制

1 F未別別支は、「施工前回音」・「施工安限音」・「ナ限音」寺に廃来物ツ光生・1F 抑制に関する計画を策定し、実施する。

尚、計画の際は、下記の事項について考慮する。

- ・廃棄物の発生が少ない工法の検討
- ・無駄のない加工、組立
- ・余剰資材の少ない搬入計画
- ・ 梱包材の簡略化

(4) 廃棄物の分別

作業所所長は、廃棄物の党人施設の条件を考慮し、リサイクルのため・適止処埋のため

の分別方法を計画し実施する。

向、建設工事かり発生する王な副産物を資料ー2に示す。また、計画の際はト記の事項に

ついて考慮する。

- ・建設廃棄物と非廃棄物 (建設発生土・有価物)
- 一般廃棄物と産業廃棄物
- ・安定型処分場で処理できるものと安定型処分場で処理できないもの

(5) 産業廃棄物の保管

作業所所長は、計画した分別万法に基つさ保管場所を定め、表示(掲示板)のある保管

施設で適切に保管する。

- 尚、表示は縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板とし、下記の内容について記載する。
 - ・保管の場所である旨
 - ・廃棄物の種類
 - ・保管場所の責任者の氏名又は名称、連絡先
 - ・ 積み上げることが出来る高さ等 (屋外で容器を用いない場合)

(6) 産業廃棄物の再生利用

作業所所長は、設計図書の記載事項を確認し、再生資源の積極的活用に努める。 作業所所長は、下記に示す規模以上の工事において、該当する計画書を作成する。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書	
搬入量	搬出量	
①土砂:1000m³以上	①建設発生土:1000m³以上	
②砕石:500t以上	②コンクリート塊 アスファルト・コンクリート 塊	
③加熱アスファルト混合物:200t以上	建設発生木材の合計:200t以上	
のいずれかに該当する場合	のいずれかに該当する場合	
・再生資源利用計画書を作成	・再生資源利用促進計画書を作成	
①資材ごとの利用量	①指定副産物ごとの搬出量	
②利用量のうち、再生資源の種類ごとの利用量	②指定副産物ごとの再資源化施設または	
③その他、再生資源の利用に関する事項	他現場への搬出量	
	③その他、指定副産物に係る再生資源利用促進に	
	関する事項	
・計画の実施状況を記録 ・計画書・記録を工事竣工後1年間保管		

(7) 産業廃棄物の処理

=

な

作業所所長は、産業廃棄物を適止に処埋するため、委託内容に応じて廃棄物処埋法に は る許可を得た収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託(または環境省令で定める者に委 託)する。

要託契約書は、記人漏れかないことを確認するとともに計り証の内谷と記人内谷か台 致 しているかを確認する。

尚、契約の締結に際しては、以下の内容に従う。

「建設廃棄物処理委託契約書」全般について

- ・ 「建設廃棄物処理委託契約書」の事業者(中)の表記は原則、土木工事・建築工事 ともに作業所所長名(作業所所長と現場代理人か同一とならない場合、作業所所長 の確認を経て現場代理人名も可)とする。
- ・「建設廃棄物処埋変託契約書」は、尚者担当者の確認後、所長印(作業所所長と 場代埋人か同一とならない場合、作業所所長の確認を経て現場代埋人印も可)を 押 印し、選定した委託業者と取り父わしを行う(一者契約)。尚者担当者確認前の 契 約締結は不可。
- ・業者選足にあたっては、作業所所長か業者の情報を収集し、適止な処埋かできる 許 可業者を選定する。
- ・ 「建設廃棄物処埋委託契約書」は、中、 ムメは内が各々記名押印の上1部作成 し、甲 は本書を保管(契約終了の日から5年間保存)し、 ムメは内は各々与しを保管す ・契約締結(産業廃棄物処埋委託契約)に関する作業所所長への権限の委任は、
- 「職務権限規程」の「職務権限表」による。 ・部署担当者の「建設廃棄物処理委託契約書」確認時に行う各種登録(「事業場登
 - ・部者担当者の「建設廃棄物処理委託契約書」確認時に行う各種登録(「事業場登録」「業務実施ユーサー登録」「連搬経路登録」等)か元」していないと電子マフェストの承認、紙マニフェスト登録の人刀を行うことはできない。尚、具体的手順等については部署担当者の指示に従う。

「産廃処理委託契約er-contract (電子契約)」について

- ・作業所所長は、産廃処埋委託契約に除し、収集連搬業者と処埋業者の向社が産廃 如 埋委託契約「er-contract」に加入の場合、電子委託契約を行り旨を業者担当者 及び 当社十木部・建築部担当者に伝達する。
- ・作業所所長から要請を受けた土不部・建築部担当者は、収集連職業者と処理業者から申請された産廃処理委託契約「er-contract」の内容を確認し、承認を行い、委託契約を

作業所所長は、委託契約書の内容に基つき産業廃棄物が適止に処埋されたことを確認するため、「産業廃棄物管埋票(マニフェスト)」(電子マニフェスト $|e^-|$ reverse. com | ま

たは紙マニフェスト)を使用して廃棄物の移動、処理状況を管理する。

作業所所長は、「建設廃棄物処理委託契約書」・「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を工事終了後に土木部又は建築部に提出し、土木部又は建築部で5年間保管する。

(8) 多量排出事業者制度への対応

則年度の産業廃棄物の発生量か1000t以上、または特別官埋産業廃棄物の発生量か50t以上(「区域内」(都道府県若しくは保健所を設置する市)の工事作業所の発生数量を合計)の場合、本支店毎に発生数量を報告する。

1) 処理計画の作成・提出

当該年度の6月30日までに「産業廃業物処理計画書」(「特別官理産業廃業物処理 理 計画書」)を本文店の女主品質塚境部か都追射県知事(または保健所を設直する巾の 長)に提出する。

2) 実施状況の報告

郵物 制年度作成の処理計画の美施状況については、翌年度の6月30日までに「産業廃棄物 処理計画美施状況報告書」(「特別官理産業廃棄物処理計画美施状況報告書」)を 文店の女生品負塚境部が都迫村県知事(または保健所を設直する中の長)に提出する。

3) 産業廃棄物の処理実績の集計

①作業所所長は「e-reverse.com」の「マニノエスト承認」(電子マニノエスト連用) 又は「弑マニノエスト登録」(弑マニノエスト連用)を実施し、上事作業所毎の 如 理実績を明確にする。

②本文店の土不部又は建築部担当者は、「e-reverse.com」における工事作業所毎の如 埋か滞りなく実施されていることを確認するとともに、必要に応じて作業所所長へ の指示を行う。

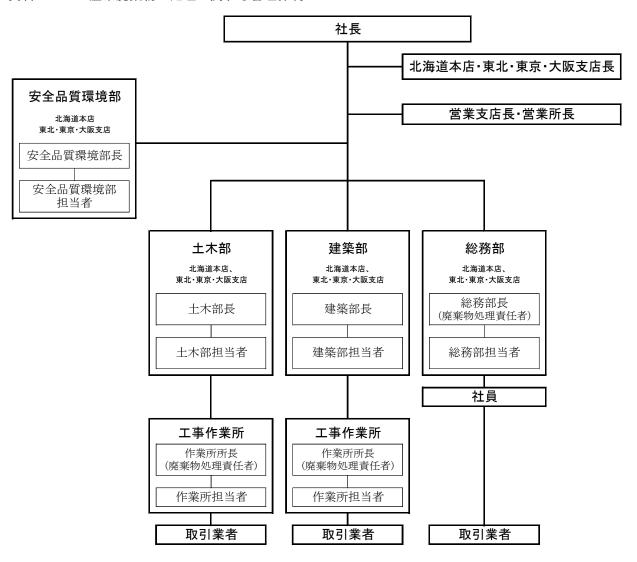
③本文店の土不能又は建築能担当有及の安全品質環境能担当有は、「erreverse の一一の集計""行政報告用アータ出力"等を活用し、処理実績の取りまとめを行う。 ④安全品質環境能担当有は、所定の書式に数量を記入し、必要な書類を取りまとめ、 安全品質環境部長の確認後、期日までに所定の届出先に提出する。

(9) 産業廃棄物管理票の交付状況報告への対応

1) 交付状況の報告

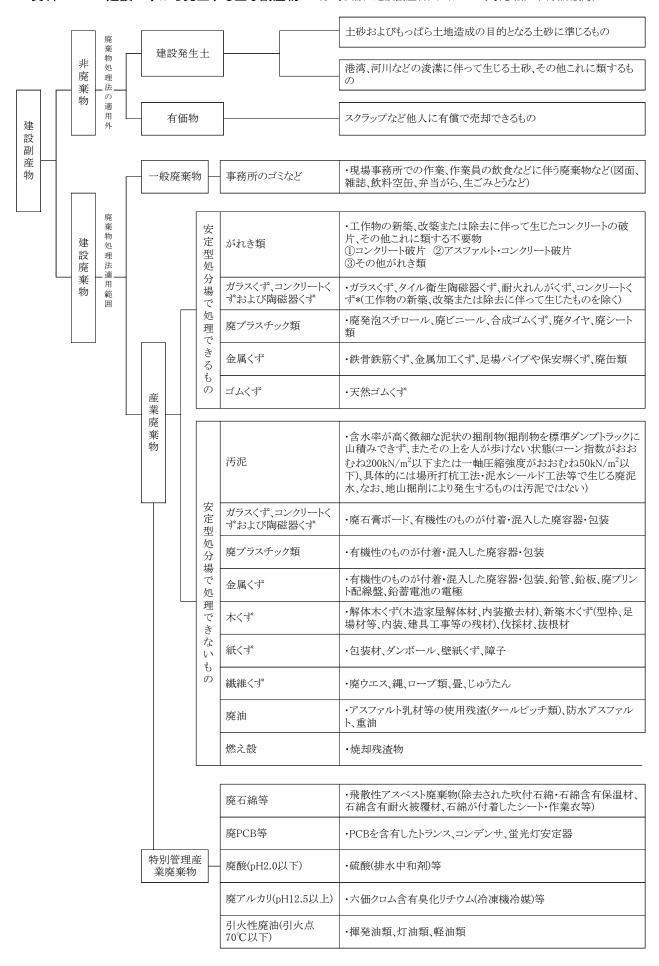
官埋票父何有は、その年の3月31日以則の1年间において父何した官埋票の父何寺の 状况について「産業廃棄物官埋票父何等状况報告書」を作成し、毎年6月30日まで に本 文店の安全品質環境部か都追府県知事(または保健所を設直する中の長)に提出する

- 2) 産業廃棄物管理票の交付状況の集計
- ①作業所所長は「e-reverse.com」の「紙マニノェスト登録」(紙マニノェスト連用) を実施し、工事作業所毎の処理実績を明確にする。
- ②本文店の土不能又は建築能担当者は、「e-reverse.com」における工事作業所毎の処理が滞りなく実施されていることを確認するとともに、必要に応して作業所所長への指示を行う。
- ④安全品質環境部担当者は、所定の書式に数量を記入し、必要な書類を取りまとめ。 安全品質環境部長の確認後、期日までに所定の届出先に提出する。



産業廃棄物処理の処理に関する管理体制における部署・工事作業所の主な役割

産未洗米物が在りが程に関する自任体制に8317る即省・工事作未別の工な役割				
土木部・建築部	 ・職員・取引業者の教育・啓発 ・産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 ・「建設廃棄物処理委託契約書」の記載内容及び添付書類の確認 ・産業廃棄物管理票の交付管理 ・産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 ・建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の保管 			
総務部	・職員・取引業者の教育・啓発 ・オフィス内で産業廃棄物が発生した場合の処理実績の集計 ・集計報告に基づく自治体への実績報告 (安全品質環境部の代理報告が必要な場合)			
安全品質環境部	・職員・取引業者の教育・啓発 ・産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 ・集計報告に基づく自治体への実績報告 ・環境マネジメントシステムによる産業廃棄物対策の検討			
工事作業所	 ・取引業者の教育・啓発及び監督、指導 ・廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画の策定 ・産業廃棄物処理委託業者の選定及び契約の締結 ・産業廃棄物管理票の管理(処理状況の確認) ・産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 ・建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の提出 			



※個々の建設工事の内容により、処分フローが異なるため、建設廃棄物等の代表的 (一般的) な処理・処分を以下に示す。

---- 委託処理部分の範囲 発生源 廃棄物(副産物含む)種類 処理・処分方法 | 再生利用 | → 中間処理 | → 最終処分 再使用 \Rightarrow 埋戻し土※ 造成材 改質 ・造成材※ 発生土 掘削土・地盤改良 土・砂・砂利など \Rightarrow \Rightarrow 再生 ・流動化土※ ・焼成砂 管理型 *含水率85%以下 脱水 • 天日乾燥※ 亐泥 杭・シールド汚泥・ 泥状の掘削土など \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow コンクリート塊 解体がら・はつりが らなど 破砕 ・再生砕石※ 安定型 *一定規模以上の工事では不可 \Rightarrow \Rightarrow 破砕 \Rightarrow アスファルト舗装解 体がら 安定型 *一定規模以上の工事では不可 破砕 ・再生アスコン※ アスファルト塊 \Rightarrow \Rightarrow 破砕 型枠再使用※ (転用) 破砕 ・製紙用チップ ・燃料用チップ ・熱回収(焼却) \Rightarrow 焼却 一定規模以上の工事では50 k m以内に再資源化施設がない 場合に限る 管理型 *一定規模以上の工事では不可 足場材・バタ角・パー ティクルボード \Rightarrow \Rightarrow 堆肥用チップ※ 伐採伐根材 鉄骨鉄筋くず・金属 加工くずなど 再生 ・電炉鋼 \Rightarrow 金属くず 破砕 安定型 \Rightarrow \Rightarrow 再生銅 土木・建築 各種工事 再生 ・土壌改良剤 管理型 \Rightarrow 破砕 ロックウール保温 材・グラスウール保 温材・レンガ・石類 など \Rightarrow \Rightarrow メーカーによる再製品 化 ・メーカーリサイクル 圧縮 破砕 安定型 \Rightarrow \Rightarrow \Rightarrow 油化 熱回収(焼却) ガス化溶融 高炉運元 再生塩ビ管 工業原料 メーカーリサイクル 安定型
・現場で分別したもの
管理型
・現場で分別しなかったもの
※いづれも15 c m以下 養生シート・梱包ビ ニール・電線被覆く ず・塩ビ管・発布ス チロールなど 破砕 圧縮 溶融 焼却 \Rightarrow 紙クロス・ボイドな 紙くず 焼却・圧縮 管理型 \Rightarrow 熱回収 (焼却) \Rightarrow \Rightarrow 布クロス・水糸類・ ウエスなど 管理型 繊維くず \Rightarrow 熱回収 (焼却) 焼却 \Rightarrow \Rightarrow 選別・破砕・埋立 圧縮・減溶固化 管理型 安定型 混合廃棄物 分別困難なもの \Rightarrow ・コンクリート剥離材・再生潤滑油・補助燃料 など 油圧機械の廃油など \Rightarrow